

## 令和6年度第1回大磯町行政改革推進委員会 結果概要

- 日 時 令和7年3月25日（火）午前10時00分から正午まで
- 場 所 大磯町役場4階第1会議室
- 出席者 三浦委員長（学識経験者）  
丸山委員（町政等に関する識見者）、原委員（町政等に関する識見者）、古正委員（町政等に関する識見者）、山本委員（公募町民）
- 事務局 政策総務部長、政策総務部参事（政策担当）、政策課長、財政課長、政策課担当職員、財政課担当職員
- 傍聴者 0名
- 議 題 （1）大磯町第2次行政経営プラン実施計画（進行管理）書  
【令和7年度】（案）について  
（2）使用料・手数料の見直しについて
- 会議記録

### 1 委嘱状の交付

- ・ 町長より委嘱状の交付

- ・ 町長あいさつ

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、行政改革推進委員会をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

大磯町では総合計画をはじめとする各種計画に掲げた様々な事業を推進し町民サービスのさらなる向上を実現するため、町財政における歳入歳出のバランスを常に意識し、サービス財源の捻出に向けた不断の取組みが大変重要であると考えている。

このため、行政改革推進委員の皆様には、町の最上位計画である第五次総合計画前期基本計画で見込まれる事業量に見合った財源を確保するため、歳入確保と歳出削減に向けた取組み、さらには、事務の効率化へとつなげる視点を加えた第2次行政経営プランについて言わばご意見番としてご審議いただいている。

また、この第2次行政経営プランは令和7年度末で終了することから、令和7年度は、第2次行政経営プランの進捗状況のご審議と並行して、（仮称）第3次行政経営プランの策定を進める必要があり、これが今後のこの委員会の大きなテーマになろうかと思う。

（仮称）第3次行政経営プランに向けては、単に税収増とか歳出削減といった切

り口ではなく、歳入面では地方交付税や税外収入の活用、歳出面では基準財政需要額に入らない歳出の削減といった今までにない視点からのご検討をお願いしたいと考えている。

そして、その流れの中で、今日の委員会の後半では、町が町民にお願いしている使用料や手数料についての今後の見直し案をお示ししてご意見を賜りたいと思う。この見直し案につきましては、あくまで案であるため、町役場の中で決めたものではないが、委員の皆様のご意見も伺いながら町としての今後の方向性を決めたいという趣旨のご提示であるため、それを踏まえてご意見をいただければと思う。

委員の皆様には、今後2年間にわたって、委員会のご審議をいただくことになるが、赤ちゃんからお年寄りまで、毎日わくわくと楽しく過ごせる大磯のまちづくりを進めるため、格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひしたい。

## 2 委員長・副委員長の選任

- ・ 互選により、委員長、副委員長を次のとおり選出

○委員長・・・三浦委員

○副委員長・・・丸山委員

- ・ 委員長あいさつ

本日の委員会では、議題は2つで、1つ目の議題は「大磯町第2次行政経営プラン実施計画（進行管理）書【令和7年度】（案）について」である。令和7年度の実施計画及び令和5年度、令和6年度の進行管理について説明していただく。

2つ目の議題は「使用料・手数料の見直しについて」である。今後の町の使用料・手数料の見直しの方向性について説明していただく。

行政経営プランの取組みによる成果をより高めていけるよう、委員の皆様からも忌憚のないご意見をいただければと思う。

## 3 議題

- (1) 大磯町第2次行政経営プラン実施計画（進行管理）書【令和7年度】（案）について

- ・ 資料1をもとに、大磯町第2次行政経営プラン実施計画（進行管理）書【令和7年度】（案）の令和5年度の取組結果及び令和6年度の取組状況及び令和7年度以降の取組概要について説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

- ◎ 企業版ふるさと納税の詳細について説明していただきたい。（委員）

- 町外に本社がある事業所が対象となっており、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税額控除される仕組みである。また、寄附による社会貢献を通じて、企業の社会的なイメージアップにつながるといったメリットがある。令和5年度は、3社からの寄附実績がある。(事務局)
- ◎ 企業への利益供与になってしまうため、返礼品等の対応は出来ないと思うが、地域貢献の他に大磯町に寄附をした際に、企業側にメリットはあるのか。(委員)
- 寄附額が1,000万円を超えると国の紺綬褒章の対象になるため、町から推薦書を国へ提出している。この他にも寄附金額に応じて、町の条例表彰等への推薦や広報誌、ホームページなどで寄附金額や企業の取組みなどを紹介している。(事務局)
- ◎ 事務の効率化の取組みによる財源確保額が0円となっている。様々な取組みをしているのに、ここの部分が0円というのは、町民から見ても職員から見てもどうなのか、疑問に感じる。令和7年度以降、実績が出る見込みはあるのか。(委員)
- 事務の効率化の取組みとしては、令和6年度も税務課で取組みを行っている。また、本計画をスタートした令和3年度から、デジタル化やテレワークの推進を町として進めており、感覚的には事務の効率化につながっているとの実感はある。しかし、効果額を数値化することが課題となっている。令和7年度中に実績の数値化ができるかも含めて検討が必要だと考えている。(事務局)
- ◎ この話は毎回委員会の中で出てくる内容である。デジタル化を進めていくにあたり、最初は歳出が多くなってしまうので、どう金額として算出していくのが課題であるが、取組みの成果が可視化されることが重要である。(委員長)
- ◎ 紙の使用が減るなど、それ以外に具体的なものはあるのか。電子化しても実際紙の量は減っていないことが多い。事務の効率化の取組みは数値化をしようとする方向で考えてしまうため、記載するのは難しいのではないか。(委員)
- 第2次行政経営プランでは歳入確保と歳出削減と事務の効率化の3つの柱で取り組んでおり、事務の効率化については町としても進めていかなければならない部分である。次期計画での位置付けや考え方について整理し、町民によりわかりやすい形となるよう検討していきたい。(事務局)
- ◎ 第2次行政経営プランの目標額はどのような決め方をしているのか。(委員)
- 第五次総合計画前期基本計画を進めていくにあたって、実効性を担保するための金額設定としており、必要だと想定される金額を目標額としている。総合計画を策定するにあたり、財源の見通しを考えなければならぬと議会からの指摘があった。そのため、前計画からどれくらいの財源不足が生じるのかということを経営計画の中に打ち出し、その計画に対してどのように財源不足を解消していくのかを定めたのが本行政経営プランである。

以前は行政改革大綱という形で行政改革の取組みを中心として計画を定めていたが、第2次行政経営プランに関しては、いかに財源を確保していくかということに特化した計画になっている。先ほど話に出た事務の効率化の取組みについても、行政改革大綱の流れの中で必要な事項ではないかということで、第2次行政経営プランから位置付けをしたという経緯がある。町長のあいさつでもあったが、(仮称)第3次行政経営プランを策定するにあたって、行政改革を計画の中にどう盛り込んでいくのか、委員会の中でご意見を伺いながら、決めていかなければいけないと考えている。(事務局)

- ◎ 19ページの「歳入確保の取組み」の部分で「定期預金以外の資金運用」は全て公債のみで行われているのか。また、運用資金は今いくら使われているのか。(委員)
- 以前は定期預金で運用を行っていたが、今は債権を購入し運用しているため、実績は上がってきている。町の基金の中である程度使える金額を見込んで、数十億円規模で債権の購入に充てており、安全に運用できる国債、指定都市の地方債を中心に購入し、元本割れがないように資金運用している。(事務局)
- ◎ ふるさと納税にかかる経費は明確に算出できるのか。(委員)
- ふるさと納税は、国の指針で寄附額に対して経費を約5割以下にしている。(事務局)
- ◎ 12ページの「歳入確保の取組み」で「ホームページや広報の広告料収入の確保」とあるが、具体的に広告料を出しているのはどのような事業者なのか。(委員)
- 不動産会社や町にゆかりのある企業や団体が主体となっている。(事務局)
- ◎ 企業版ふるさと納税については、秦野市が人材派遣型の企業版ふるさと納税を行っているが、大磯町では企業にどのような働きかけや取組みを行っているのか。大磯町とつながりのある事は企業側にとってもメリットがあるはずなので、やり方によっては寄附してもらえる企業を増やせるのではないか。(委員)
- 企業版ふるさと納税は、町が実施している地方創生の事業や取組みに対して支援してもらえる制度であり、事業者としても税額控除や地域貢献ができるような制度になっている。そのため、大磯町の土地柄、町にゆかりのある事業者にアプローチをしている。例えば、町の指定管理といった町の事業に携わっている事業者に対して、町の取組みをPRするために通知を出している。昨年からはゆかりのある企業に直接出向き、町の取組みを紹介している。引き続き令和7年度以降も、積極的に企業に対して働きかけを行う。(事務局)
- ◎ 収入増につながる、力を入れやすい取組みだと思うので企業への働きかけを引き続き行ってほしい。(委員)
- ◎ 下水道事業の実績について、下水道整備が進んでも各家庭が接続しないから歳出のほうが高いのか。(委員)

○ 下水道事業は、下水道使用料が主な収入になっている。使用料が歳出に対して足りなければ、使用料を値上げして歳入を確保していかなければならないということが、一般的な考え方である。下水道使用料は下水道運営審議会で審議し、約3年に1度見直しを行っているが、令和3年度に9%から10%程度の値上げをしなければ、下水道事業会計をまかなうことができないという話になっていた。しかしながら、コロナ禍の影響で町民の収入が減っていることを考慮し、下水道運営審議会下水道使用料の値上げを見送ったため、目標額に達していない状況が続いているのが現状である。現在、不足している部分は、町民の税金から5億円ほど一般会計から繰り入れてまかなっているが、下水道を使用しない人からも徴収していることになるため、適正に運営できるような体制を整えていくことについては担当課と調整していく。(事務局)

## (2) 使用料・手数料の見直しについて

- ・ 資料2をもとに、現行料金と理論料金の乖離状況と、今後の町の使用料・手数料の見直しの方向性について説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

◎ ごみ処理手数料は平成25年から料金改定はされていないのか。(委員)

○ 平成25年に料金改定を行っている。理由としては、平塚市とのごみ処理の広域化によるものであり、大磯町のごみの処理を平塚市で行うことに伴い、平塚市と同じごみ処理施設の利用にあたり、料金の乖離があるのは好ましくないとのことから、平塚市の料金設定に合わせた。その後は、町民負担への配慮や定期的な料金見直しをするサイクルができていなかったため、据置きとなっている。し尿・ごみ処理手数料について、一部の近隣自治体では個別の廃棄物の審議会等で定期的な見直しをしているところもあるので、個別で検討する場があっても良いのではないかと感じている。(事務局)

◎ 他の自治体では見直しのサイクルはあるのか。(委員)

○ 平塚市では、平成25年以降定期的な見直しを行っており、2回の値上げを行っている。それにより大磯町と平塚市ではごみ処理手数料について30%の開きが出てしまっている。大磯町のごみ処理経費は億単位で負担が増えていることを鑑みると、受益者負担の原則からも見直しが必要であると感じている。ここ2、3年で湘南管内の大磯町を除く7市町が改定を行っており、社会情勢に合わせた形での見直しが進められている状況である。(事務局)

◎ 施設の理論料金について、もともと利用があまりないため、利用を促進していく方向性で考えているのか。それともある程度利用があったが、コロナなどによって利用が減少したことによって今の理論料金が算出されているのか。(委員)

- 理論料金はかかっている原価に基づいて計算しておりコロナ禍による落込みは考慮していない。そのため、コロナ禍という特殊原因が理論料金に影響しているわけではない。(事務局)
- ◎ 現行料金でも利用が増えれば経費としてまかなえるため、据置きの方角性で考えているのか。(委員)
- 物価高騰の影響で様々な経費が上がっていることは事実であるが、料金改定については慎重に検討しなければならないと考えている。コロナ禍も収束し、消費活動も回復傾向にある中で料金の値上げをする前にまず、施設の利用促進を図り、収益向上をめざすべきではないかという意見も出ていた。すぐに料金改定をするわけではなく、町として努力して様子を見るということで現段階では据置きという判断している。(事務局)
- ◎ 福祉課で所管しているさざんか荘、ふれあい会館、横溝千鶴子記念障害福祉センター、福祉センターさざれ石は具体的にどのような人が利用しているのか。(委員)
- ふれあい会館等については、町民が会議室や研修室などの貸し部屋として利用するにあたり使用料金が発生する。ふれあい会館は高齢者の方のサークル活動、生涯学習館は一般の方のサークル活動に利用されている。ふれあい会館等は高齢者の方によく利用されているが、使用料は減免の対象となっているため、実際には料金を徴収していない。料金を徴収しているのは、高齢者の団体等に該当しない方であり、かつ部屋が空いている時間での利用という形をとっている。そのため、施設は稼働しているが利用料金を徴収できる利用はかなり限定されている。施設の維持管理費がかかるため、理論料金が上がってしまい、実際に入るお金が少なくなってしまうことは避けられない状況である。(事務局)
- ◎ 先ほどご説明いただいた内容がそのものではないかと感じる。仕事上、行政と関わることが多いが、値上げは仕方がないところまできているから見直しとなっているのはその通りだと思う。すべての施設を値上げすると影響が大きいいため、一部の施設を値上げするという事は妥当だと考える。町で調査した結果での結論であれば、納得はできる。(委員)
- ◎ 町民生活に影響を与える部分については、周知方法も重要である。町民に理解をもらう丁寧な説明も必要だと考える。(委員長)
- ◎ 施設の使用料については、町民と町民以外の利用で料金を変えることも一つの考え方としてある。一部でもそういう料金設定をしても良いと考える。(委員)
- 基本方針の中で町内と町外で差をつけて設定できるようになっている。例えば、ポートハウスてるがさきのプールの利用料金等に差をつけている。(事務局)
- ◎ 町民以外は料金を上げて良いと考える。(委員)

#### 4 その他

- ・ 事務局から次回の行政改革推進委員会の日程について事務連絡を行った。

以上